

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 12月26日(水) 午後2時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名) 8番 石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第33号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第34号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第6	議案第36号 賃貸借の合意による解約について
第7	議案第37号 使用貸借の合意による解約について
第8	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第39号 農用地利用集積計画の承認について
第10	議案第40号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山 智
主任	平塚 恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第12回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承ください。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第12回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中お集まり下さいまして誠にありがとうございます。今年もあと残り僅かということでございますが、今年の農家のことにつきましては、6月7月の天候不順という影響をもろに受けまして、小麦、芋、間張りしたということで、農協の販売計画に対しまして、農産物3億ほど下回ったということで残念ながら良い出来高とはなりません。既に営農計画も出され、気持ちは来年に向かっていくと思います。なんとか来年こそ良い年であることを願いたいと思います。今日はこの後、町長との懇談会、また忘年会ということで、長い一日となりますがよろしくをお願いします。それでは今日の議案、慎重審議して参りたいと思いますのでよろしくようお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、10名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、4番 佐野委員、5番 迫田委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご

了承います。

議 長：日程第4 報告第33号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題いたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい、事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、報告第33の1号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、近藤委員、山田委員です。

あっせん日 平成30年11月26日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 最上8番2、地目 畑、面積合計 15,114㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円となります。あっせん結果につきましてはあっせん日の11月26日をもってあっせん成立となりました。

続きまして、報告第33の2号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、近藤委員、山田委員です。

あっせん日 平成30年11月26日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 岩富108番2外1筆の計2筆、地目 畑、面積合計 14,509㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円となります。あっせん結果につきましてはあっせん日の11月26日をもってあっせん成立となりました。

続きまして、報告第33の3号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、近藤委員、山田委員です。

あっせん日 平成30年11月26日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 活汲536番10外1筆の計2筆、地目 畑、面積合計 48,217㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円となります。なおあっせん結果につきましては売買価格が高額なため、農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。このため、農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めてまいります。

続きまして、報告第33の4号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、西原委員。

あっせん日 平成30年12月18日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 恩根413番1外17筆の計18筆、地目 畑、面積合計 115,484㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円となります。なおあっせん結果につきましては売買価格が高額なため、農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。先ほどの件同様に農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めてまいります。

続きまして、報告第33の5号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。

あっせん委員は石橋委員、西原委員です。

あっせん日 平成30年12月18日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 木樋60番外6筆の計7筆、地目 畑、面積合計 81,619㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円となります。なおあっせん結果につきましてはあっせん日の12月18日をもってあっせん成立となりました。

報告第33の1号から5号の位置図につきましては次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。

議 長：報告終わりました。報告第33号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第33号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして、日程第5 報告第34号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは報告第34号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。

2頁後の農地所有適格法人要件確認一覧をご覧ください。

今回報告されました法人は【法人名読上】の1件です。

報告されました農地所有適格法人につきましては全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。報告第34号についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第34号については報告の通りご了承願います。

議 長：日程第6 議案第36号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第36号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。今回は、1件の通知がありました。本解約については先のあっせんによる解約でございます。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号17【賃貸人及び借借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 活汲536番10外1筆の計2筆、地目 畑、面積合計 48,217㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成23年12月27日、終期 平成33年11月30日、全契約地 48,217㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年11月26日。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。議案第36号について質疑を求めます。

議 長：ありませんか
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第36号について採決します。

議 長：本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして日程第7 議案第37号「使用貸借の合意による解約について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは議案第37号「使用貸借の合意による解約について」ご説明いたします。今回は1件の通知がありました。本解約につきましては、先のあっせんに伴う解約でございます。議案書に基づいて説明いたします。

農地等の使用貸借の解約通知

番号18番【貸主及び借主の住所氏名等】、合意解約する土地の表示等 所在木樋60番外6筆の計7筆、地目 畑、面積合計 81,619㎡、使用貸借契約の内容、種類 使用貸借、内容 普通畑、始期 平成21年12月29日、終期 平成31年12月31日、全契約地 81,619㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年12月18日。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますので、ご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第37号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第37号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないと認め、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：続きまして、日程第8 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局説明おねがいします。

事務局：はい。事務局主任

議長：事務局主任

事務局：それでは議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回の農地法第3条の申請は1件です。議案書に基づいて説明いたします。

農地法第3条

(賃借権による権利設定)

番号27番【貸主及び借主住所氏名説明】土地の所在 双葉39番1外6筆の計7筆、地目 公簿、現況共にご覧の通りとなります。面積合計 41,110㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃借権、始期 平成30年12月27日、終期 平成33年11月30日、借賃 ●●●●●円、設定後事業面積 223,974㎡、申請理由(貸主)農地の有効活用の為(借主)農業経営規模拡大、効率化の為。

次頁の農地法第3条調査書をご覧下さい。農地法第3条第2項第1号から第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。また下段の農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、こちらについてもいずれも該当ございません。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。議案第38号について質疑を求めます。

議長：ありませんか

【ありませんの声】

議長：質疑を終結します。これより議案第38号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、議案第38号は原案のとおり可決することに決定致します。

議長：日程第9 議案第39号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい 事務局主任

議 長：事務局主任

事務局：それでは、議案第39号「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。今回は、所有権移転4件、賃貸借5件の申出がありました。議案書に基づいて説明いたします。

農用地利用集積計画

所有権移転

番号57番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 最上8番2、地目 畑、合計面積 15,114㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年12月27日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号58番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 岩富108番2外1筆の計2筆、地目 畑、合計面積 14,509㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年12月27日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号59番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 恩根413番1外3筆の計4筆、地目 畑、合計面積 28,634㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年12月27日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

番号60番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 木樋60番外6筆の計7筆、地目 畑、合計面積 81,619㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年12月27日、対価 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

賃貸借

番号61番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 布川15番1外11筆の計12筆、地目 畑、合計面積 151,158㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月27日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号62番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 沼沢197番2外1筆の計2筆、地目 畑、合計面積 20,482㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年12月27日、終期 平成35年11月30日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号63番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 上里53番外1筆計2筆、地目 畑、合計面積 55, 115㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成31年1月1日、終期 平成31年12月31日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号64番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 上里40番2外2筆計3筆、地目 畑、合計面積 55, 205㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成31年1月1日、終期 平成31年12月31日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

番号65番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権の設定をする土地 所在 上里49番、地目 畑、合計面積 23, 542㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成31年1月1日、終期 平成31年12月31日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。

これより議案第39号のうち57番を先議いたします。

本件は津別町農業委員会会議則第15条の規定により、私は議事参与の制限に該当いたしますので退席を致しますので、巴職務代理に審議取り進めをお願いします。

【田原会長退席】

仮議長：議案第39号の内57番について、質疑を求めます。

ありませんか。

【ありませんの声】

仮議長：質疑を終結します。

これより議案第39号の内57番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

仮議長：異議ないものと認め、議案第39号の内57番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【田原会長着席】

議 長：次に、議案第39号の内58番から63番について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第39号の内58番から63番について採決します。本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第39号のうち58番から63番は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：次に、議案第39号の内64番から65番について質疑を求めます。

本件は津別町農業委員会会議則第15条の規定により、佐野委員は議事参与の制限に該当いたしますので退席を致します。

議 長；議案第39号の内64番から65番について質疑を求めます。

議 長：ありませんか

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第39号の内64番から65番について採決します。本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第39号の内64番から65番は原案のとおり可決することに決定致します。

(15時30分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員